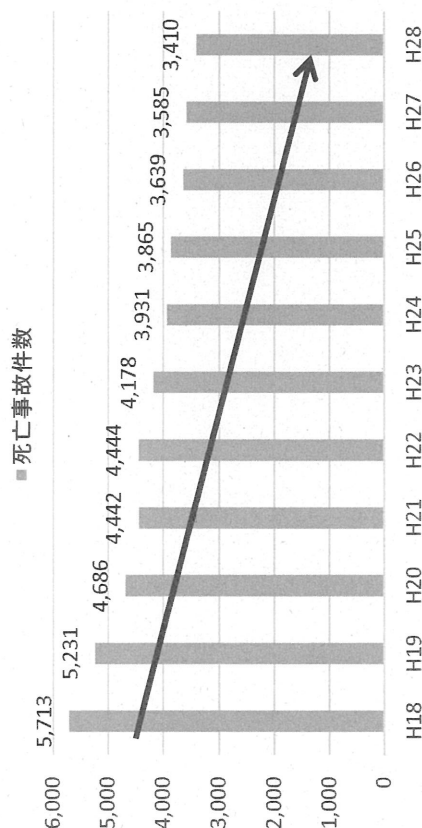


警察庁交通局  
運転免許課



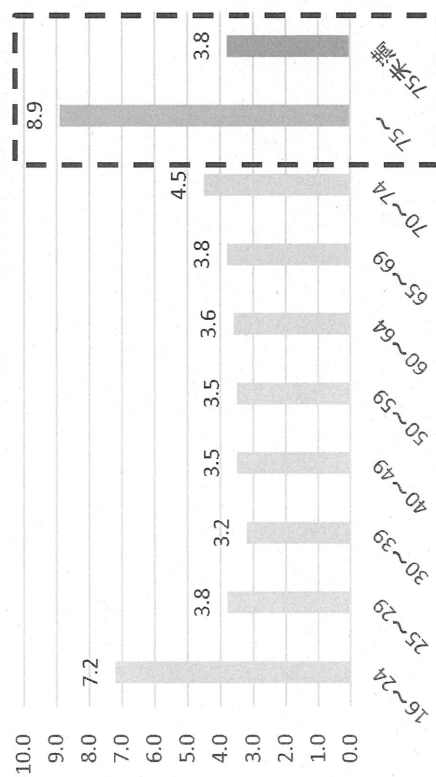
## 75歳以上の高齢運転者に係る交通事故の現状

### 平成18年から平成28年末までの死亡事故件数



注：第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

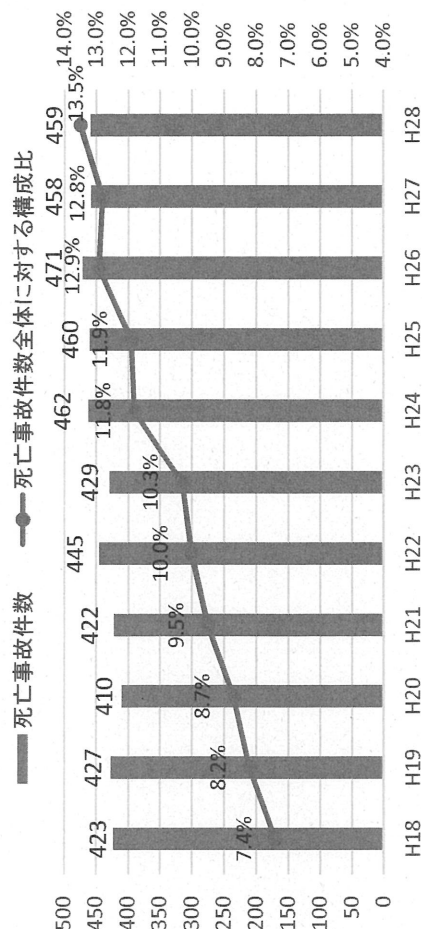
### 第1当事者の年齢層別免許保有者10万人当たり死亡事故件数(平成28年中)



注：第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

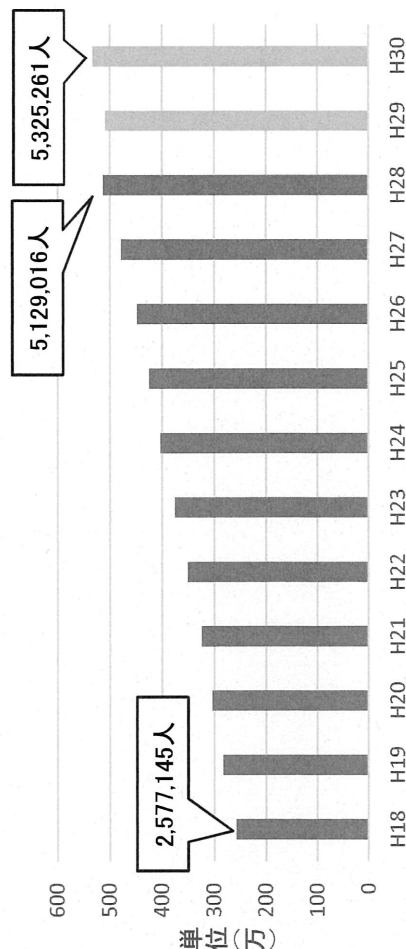
注2：平成28年12月末現在の免許保有者10万人当たりで算出した数である。

### 75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数及び構成比



注：第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

### 75歳以上の運転免許保有者数の推移 (各年12月末)



注：平成29年以後については一般財団法人全日本交通安全協会による「運転免許保有者数等の将来推計に関する調査研究」(平成24年3月)の運転免許保有者数の推計値に基づく。

# 平成27年改正道路交通法の概要

## 現行制度

認知機能検査  
結果が第3分類  
〔認知機能が低下  
していない者  
がない者〕  
(約107万人、約65.9%)

認知機能検査  
結果が第2分類  
〔認知機能が低下  
している者  
がある者〕  
(約50万人、約30.8%)

認知機能検査  
結果が第1分類  
〔認知症のおそ  
れがある者〕  
(約5万人、約3.3%)

認知機能の現状をタ  
イムリーに把握する  
制度は存在せず  
(3年ごとに更新時  
の認知機能検査を受  
けるのみ)

警察が一定の違反  
行為を把握した場  
合に限り、医師の  
診断を受けてもら  
うこととなっている。  
(※)

## 改正概要

【臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の導入】  
認知機能が低下した場合に行われやすい一定の  
違反行為を行い、リスクが発現した人に臨時に  
認知機能検査を受けてもらうこととし、その結  
果、認知機能の低下のおそれが認められた人等  
には臨時の講習（個別指導を含む。）を受けて  
もらうこととする。

【専門医の診断に係る制度の見直し】  
一定の違反行為を行うことを待たずに、  
医師の診断を受けることを要すること  
とする。

(%は平成27年中の値)

※ 平成27年中に第1分類になった者の数に対し、同年中に医師の診断を受けた者は約3.1%(1,650人)。



## 高齡運転者交通事故防止対策に関する有識者会議の開催について

### 【高齡運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議の開催】（平成28年11月15日）

- 高齡運転者による交通死亡事故の発生状況等を踏まえ、高齡運転者の交通事故防止対策に政府一丸となって取り組むために開催

- 安倍総理から次の3点について指示

- ・ 改正道路交通法の円滑な施行
- ・ 社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備
- ・ 更なる対策の必要性の検討

### 【高齡運転者交通事故防止対策ワーキングチームの設置】（平成28年11月24日）

- 高齡運転者の交通事故防止について、関係行政機関における更なる対策の検討を促進し、その成果等に基づき早急に対策を講じるため、交通対策本部（本部長：加藤内閣府特命担当大臣）の下に設置
- ワーキングチームは、各省庁から検討・実施状況等の報告を受け、平成29年6月頃を目途に、全体的な取りまとめを行うとともに、以降も引き続き必要な検討を継続



高齡運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議  
（提供：内閣広報室）

経緯

### 【趣旨等】

- ワーキングチームの構成員である警察庁交通局長が、高齡運転者に係る詳細な事故分析を行い、専門家の意見を聞きながら、高齡者の特性が関係する事故を防止するために必要な方策を幅広く検討するために開催
- 平成29年1月から6月までの間に5回程度開催し、検討状況をワーキングチームへ随時報告するとともに、以降も引き続き必要な検討を継続

### 【構成員】

- 有識者委員
  - 行政法、社会学、自動車工学、交通心理学等の学識者
  - 医療・福祉等の関係団体の代表者等
- 警察庁
  - 交通局長、交通企画課長、高齡運転者等支援室長
- 関係府省
  - 内閣府・総務省・厚労省・経産省・国交省の課長等

### 【主な検討課題】

- 高齡運転者に対する効果的な交通安全教育
- 一定のリスクを有する者の把握と運転免許証の自主返納の促進
- 改正道路交通法の施行状況を踏まえた運転免許制度の在り方の普及
- 高速道路における逆走対策
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術

有識者会議の概要

## 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議 構成員

### (有識者委員)

- 秋山 治彦 一般社団法人日本認知症学会理事長  
朝倉 康夫 東京工業大学環境・社会理工学院土木・環境工学系教授  
新井 平伊 公益社団法人日本老年精神医学会理事長  
○ 石田 敏郎 早稲田大学人間科学学術院人間情報科学科教授  
春日 伸予 芝浦工業大学工学部教授  
鎌田 晴之 公益社団法人認知症の人と家族の会理事  
鎌田 実 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授  
助川 未枝保 一般社団法人日本介護支援専門員協会常任理事  
鈴木 邦彦 公益社団法人日本医師会常任理事  
鈴木 春男 千葉大学名誉教授  
須田 義大 東京大学生産技術研究所次世代モビリティ研究センター長・教授  
鳥羽 研二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長  
藤原 静雄 中央大学大学院法務研究科教授  
本間 昭 お多福もの忘れクリニック院長  
松浦 常夫 日本交通心理学会会長・実践女子大学教授  
溝端 光雄 自由学園最高学部講師  
山崎 學 公益社団法人日本精神科病院協会会長

○印は、座長を示す。  
(敬称略・五十音順)

### (警察庁)

交通局長  
交通局交通企画課長  
交通局運転免許課高齢運転者等支援室長

### (関係府省)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付交通安全対策担当参事官  
総務省地域力創造グループ地域振興室長  
総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室長  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
経済産業省製造産業局自動車課電池・次世代技術・I T S推進室長  
国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課長  
国土交通省道路局高速道路課長  
国土交通省自動車局技術政策課長

# 改正道路交通法施行後の医師の診断を受ける者、講習受講者等の推計

| 現行制度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 新制度〔27年実績値〕を基に推計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【医師の診断】</p> <p>約478万人 75歳以上の免許保有者数</p> <p>約163万人 認知機能検査受検者数 (27年中)</p> <p>約5.4万人 第1分類 (認知症のおそれがある) と判定された方</p> <p>1,650人 医師の診断を受けた方 (27年中)</p> <p>(565人) うち免許の取消し等を受けた方</p> <p>免許証の更新時以外に高齢ドライバーの認知機能の状況をタイムリーに把握する機会なし</p> <p>2,377人 その他の警察活動等を端緒に診断を受けた方 (うち免許の取消し等を受けた方)</p> <p>平成27年中は年間約4,027人が受診 (うち免許の取消し等を受けた方は1,472人)</p> <p>【高齢者講習】</p> <p>実車指導時の運転の様子をドライブレコーダーに記録して、受講者の不適切な運転行動を具体的に指摘しつつ安全な運転の方法を指導する機会なし</p> | <p>【医師の診断】</p> <p>約478万人 75歳以上の免許保有者数</p> <p>約163万人 更新時の認知機能検査受検者数</p> <p>約4.3万人 医師の診断を受ける方 (第1分類と判定される診断対象者 (約5.4万人) の約2割は受診前に免許証を自主返納すると仮定)</p> <p>約18万人 臨時認知機能検査受検者数 [次回更新までの3年間で50万人以上が受検]</p> <p>約5,000人 医師の診断を受ける方 (第1分類と判定される診断対象者 (約6,000人) の約2割は受診前に免許証を自主返納すると仮定)</p> <p>2,377人 その他の警察活動等を端緒に診断を受ける方より減少見込み</p> <p>改正法施行後は年間約5万人が受診 (うち免許の取消し等を受ける方は約1万5,000人)</p> <p>【高齢者講習】</p> <p>約56万人 更新時の高度化講習の受講対象者 [第1分類・第2分類と判定される方] (※)</p> <p>最大約6万人 臨時高齢者講習の受講対象者</p> <p>※実車指導の際に運転の様子をドライブレコーダーで記録し、その映像に基づいて個別指導</p> |

## 認知機能検査の内容

### ①時間の見当識

現在の「年」、「月」、「日」、「曜日」及び「時刻」を記載する。

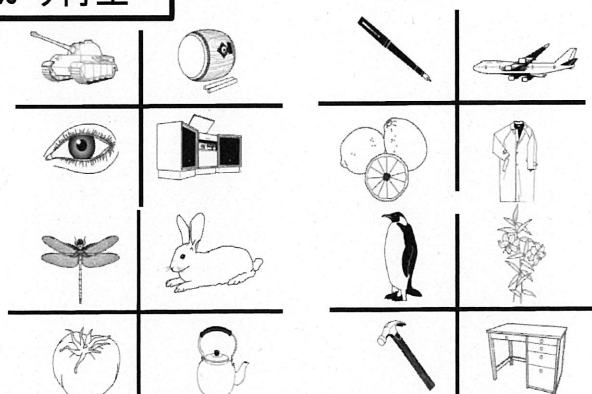
(最大15点)

| 質問         | 回答  |
|------------|-----|
| 今年は何年ですか？  | 年   |
| 今月は何月ですか？  | 月   |
| 今日は何日ですか？  | 日   |
| 今日は何曜日ですか？ | 曜日  |
| 今は何時何分ですか？ | 時 分 |

### ②手がかり再生

4種類のイラストが記載されたボードを示しながら、「これは、戦車です。これは、太鼓です。」と順次説明した上で、「この中に戦いの武器があります。それは何ですか？」とそれぞれの回答を確認し、4枚のボードで計16種類のイラストの記憶を促す。

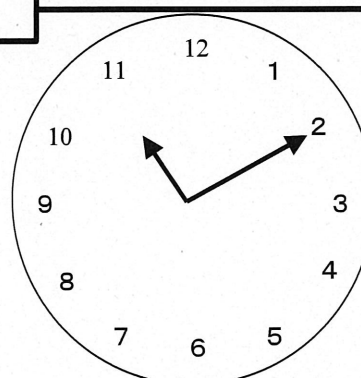
(最大32点)



### ③時計描画

- 白紙の回答用紙に時計の文字盤を描く。
- 指定した時刻(例「11時10分」)を示すように時計の針を描く。

(最大7点)



【計算式】 道路交通法施行規則第29条の3

$$\text{総合点} = 1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

(100.12) (17.25) (62.08) (20.79)

※ ( )は、最大点。算出した総合点は、小数点以下を切り捨て、整数で表記。

【分類】 100点満点

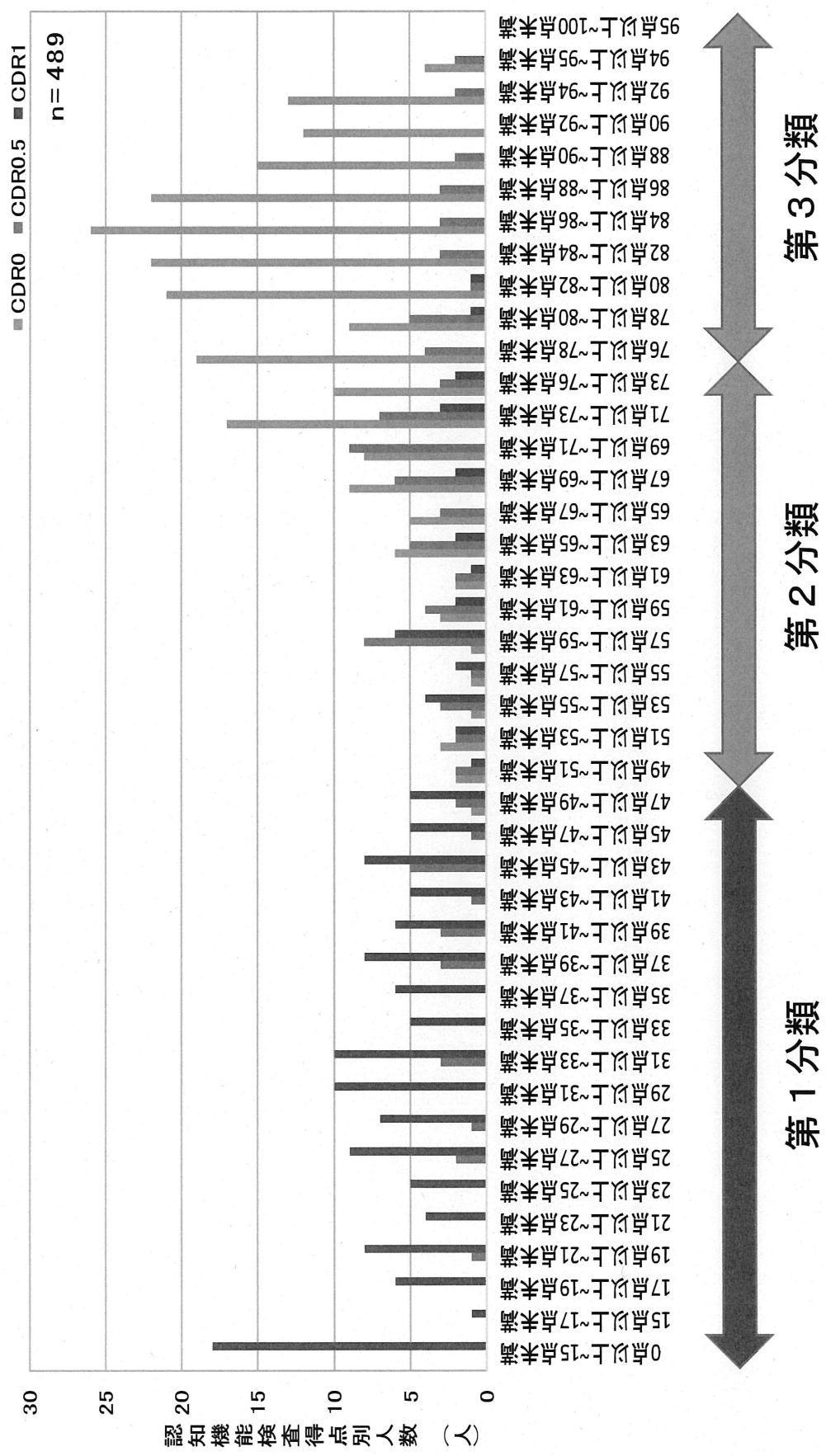
第1分類: 総合点が49点未満

第2分類: 総合点が49点以上76点未満

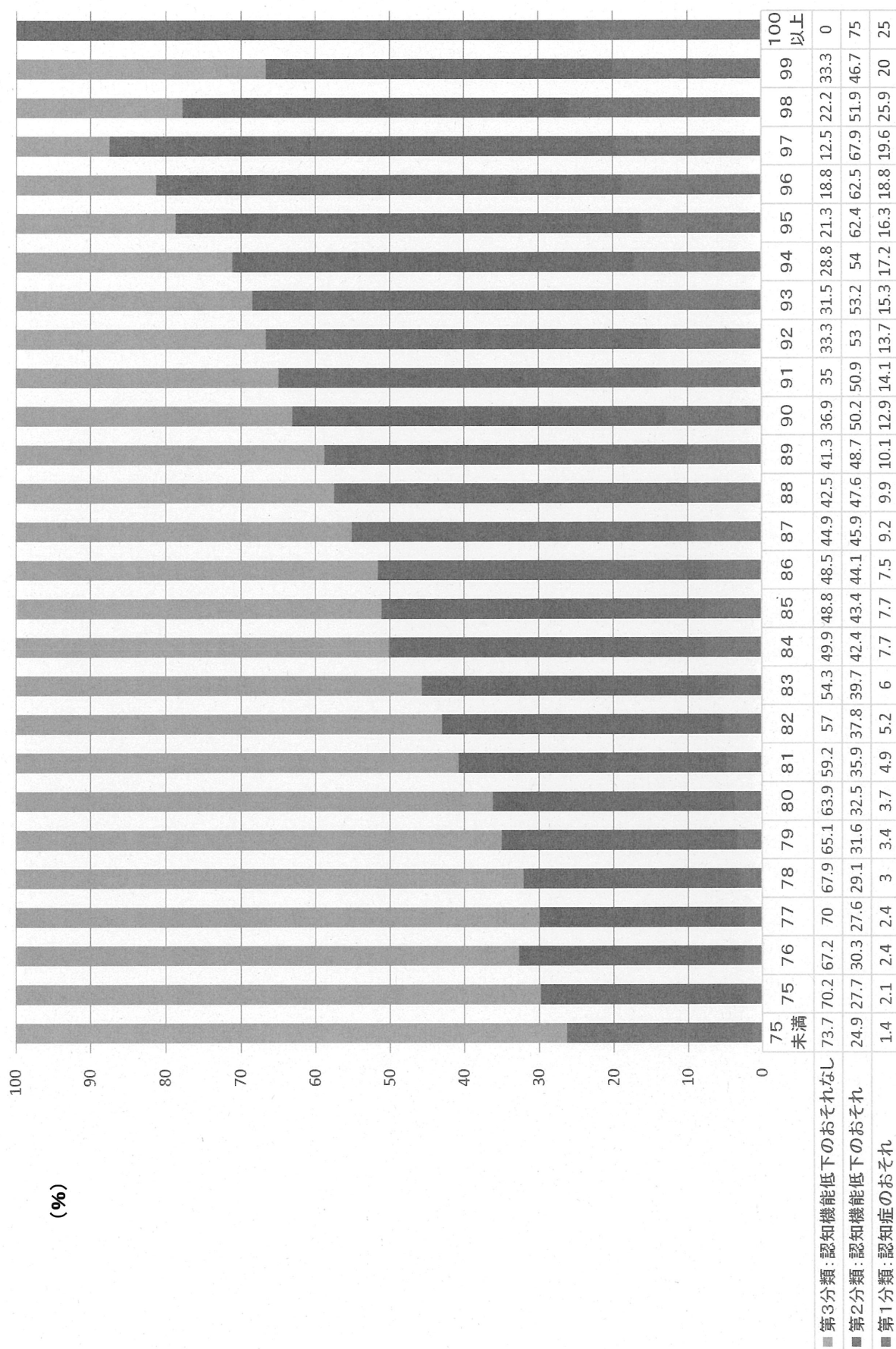
第3分類: 総合点が76点以上



# ＜CDR別認知機能検査得点分布＞



年齢別認知機能検査結果別割合(平成27年)



n=1,631,489

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 3年(平成31年12月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成31年12月31日まで) |

各管区警察局長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁運発第231号、丁交企発第289号  
平成28年11月30日  
警察庁交通局運転免許課長  
警察庁交通局交通企画課長

#### 臨時適性検査等に係る都道府県医師会等との更なる連携強化について

道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号。以下「改正法」という。)施行後の認知症を理由とする臨時適性検査又は診断書提出命令(以下「臨時適性検査等」という。)に係る都道府県医師会、認知症に係る専門医(認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会及び日本認知症学会等の専門医をいう。以下同じ。)及び主治医(以下「都道府県医師会等」と総称する。)との連携強化については、「臨時適性検査等に係る都道府県医師会等との連携強化について」(平成28年11月24日付け警察庁丁運発第227号、丁交企発第284号)で通知したとおり、警察庁では日本医師会や関係学会等に対し、かねて、制度説明等を行うとともに、「刻々と変化する交通情勢に即応するための交通安全対策(高齢者講習に係る新たな制度及びその運用の在り方について)に関する調査研究報告書」で示された診断書モデル様式(以下「診断書モデル様式」という。)の都道府県医師会及び各学会等会員への周知及び臨時適性検査等に係る協力等を働きかけているところ、日本医師会との協議が整ったことから、同会に対し協力依頼文を発出したものであるが、この度、同会から別添のとおり、都道府県医師会に対する協力依頼に係る文書が発出された。

また、このところ高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生していることを踏まえ、11月15日、「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、総理から、認知症対策を強化した改正道路交通法の円滑な施行に万全を期すこと等について指示がなされた。

これらの状況を踏まえ、臨時適性検査等に係る都道府県医師会等との更なる連携強化に関し、都道府県警察において、早急に実施していただきたい事項等は下記のとおりであるので、対応に万全を期されたい。

#### 記

##### 1 実施事項等

- (1) 日本医師会から、「都道府県警察から都道府県医師会等へ制度、管内で提出等された診断書の記載状況、公安委員会の判断の状況等について情報提供してほしい。」、「地域の実態を踏まえ、高齢者の運転や移動手段の問題等について、都道



府県警察と都道府県医師会が情報交換等を行う場を設けてほしい。」旨の要望があり、施行後の臨時適性検査等の円滑な運用に必要と考えられること等を踏まえ、都道府県警察において都道府県医師会等との連絡に係る連絡責任者及び連絡担当者（以下「連絡責任者等」という。）を指定するとともに、高齢者の運転や移動手段の問題等について、都道府県医師会と都道府県警察が情報交換等を行う場を設けて対応する必要がある。よって、都道府県警察にあつては、次のとおり、連絡責任者等を指定するとともに、都道府県医師会と情報交換等を行う場を設けること。連絡責任者等は、都道府県医師会等との連携強化に努め、質問・要望等に誠実に対応すること。

- ・ 連絡責任者 臨時適性検査等担当所属の長又は次長等
- ・ 連絡担当者 管内の認知症に係る臨時適性検査等に関し、医師からの質疑等に適切に対応できる警部等の階級（当該階級相当職を含む。）にある者

(2) 一部の専門医や指定医から「改正法施行により、臨時適性検査のみならず、診断書提出命令も含めて、対象者が認知症疾患医療センター等の限られた専門医に集中するのではないか。その場合、対応は困難である。」等の危惧があるとして、臨時適性検査等への協力に強い難色を示されている。警察としては、改正法施行準備に当たり、これらの懸念を真摯に受け止め、これらを払拭できるような取組が強く求められる。そこで、都道府県警察にあつては、都道府県医師会等との連携強化に努め、

- ・ 改正後の道路交通法施行規則第29条の3第2項に規定する認知症について専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師で、あらかじめ指定されたもの（以下「指定医」という。）を拡充させること。
- ・ 都道府県医師会等や都道府県の福祉・医療関係部局の協力を得るなどして、診断書提出命令に対応できる認知症に係る専門医又は主治医として警察から対象者に情報提供して支障のないものを十分に確保する取組を行うとともに、当該認知症に係る専門医及び主治医のリストを作成すること。特に、認知症サポート医の研修を受けた医師（以下「認知症サポート医」という。）の名簿の提供を未だ受けていない都道府県警察にあつては、担当部局から積極的に入手の上で、認知症サポート医に対し、制度の概要等を丁寧に説明し、診断書提出命令に係る診断への協力を求めるなど、リストの拡充に努めること。

# 滋賀県警察の取組「要望書受理制度」

〈資料9〉

## 要望書受理制度とは…

運転免許の返納又は取消し処分によって移動手段を失った高齢者が速やかに地域包括支援センター等からの生活支援を受けられるよう、高齢者本人から、市町の担当者に連絡を要請する文書(要望書)を受理し、警察が市町の担当者へ連絡を行うもの。

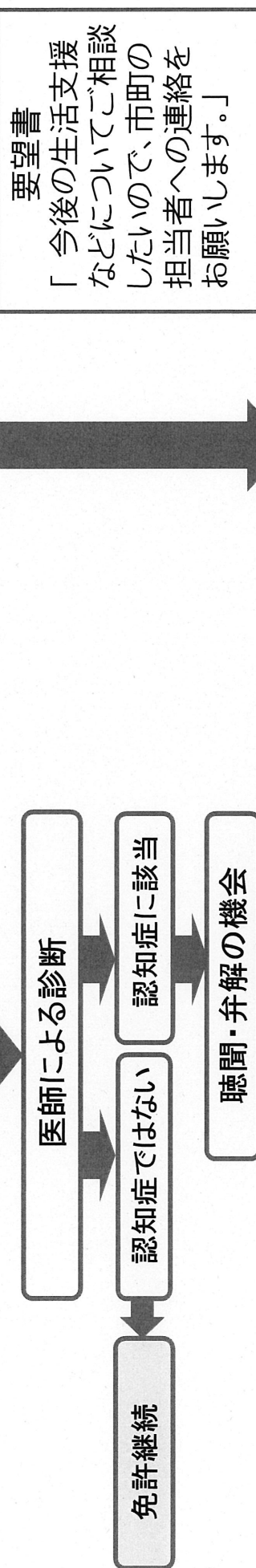
## 認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」(第1分類)と判定

警察から対象者へ連絡・面接日時の調整

## 面接の実施(最寄りの警察署の交通警察官が対応)

運転免許の継続を希望

運転免許の自主返納を希望



警察による  
免許返納者等  
への支援

地域包括支援センターによる生活支援

# 要 望 書

運転免許課長 様

私（の ）は、このたび、自動車  
運転免許証を返納しました。

今後の生活支援などについて、ご相談したいので、  
市町の担当者への連絡をお願いします。

年 月 日

（申 請 者）

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

連絡先 ( )

年 月 日

（被支援者）

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

連絡先 ( )

|          |              |     |
|----------|--------------|-----|
| 連絡日時 / : | 連絡先 センター ( ) | 連絡者 |
|----------|--------------|-----|